

〈別紙〉令和4年度インセンティブメニュー

事業番号	個別事業名		委託対象者	
I	①	内航フィーダー 利用促進事業	【対象事業】西日本諸港と阪神港との間を定曜日にて運航する内航フィーダー航路網を令和4年度新たに構築する事業 または定曜日運航に資する目的で実施される事業 【委託内容】業務委託料を含め協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	内航船を運航する事業者様
	②	外航フィーダー 利用促進事業	【対象事業】東南アジア～北米間等の外貿コンテナ貨物を令和4年度に阪神港でトランシップする事業(日本の輸出入貨物を除く) 【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様
	③	基幹航路 接続航路誘致事業	【対象事業】令和4年に新たに阪神港に寄港、もしくは増便する国際基幹航路に接続する航路 【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様
	④	コンテナラウンドユース 促進事業	【対象事業】阪神インランドコンテナデポを介したコンテナラウンドユースを促進するため、阪神インランドコンテナデポを利用する際の作業料を支援 【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様
	⑤	基幹航路誘致事業	【対象事業】令和4年度に新たに阪神港に寄港する国際基幹航路 【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様
	⑥	航路サービス 拡充促進事業	【対象事業】阪神港に寄港する国際基幹航路において、投入船舶が概ね1,000TEU以上大型化される事業 【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様

〈別紙〉令和4年度インセンティブメニュー

事業番号	個別事業名		委託対象者																						
II	⑦	内航フィーダー 貨物支援事業	<p>【対象事業】外航コンテナ船社が内航フィーダー船を利用し、かつ阪神港を經由して日本発着貨物の輸送を行う事業</p> <p>【委託内容】当事業は実入りコンテナのみ対象で、下記単価表を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th>対象貨物</th> <th>九州地方 本州日本海側</th> <th>其他地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仕出地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物</td> <td>9,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>②仕出地、仕向地が上記以外の貨物</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価			対象貨物	九州地方 本州日本海側	其他地方	①仕出地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物	9,000円	6,000円	②仕出地、仕向地が上記以外の貨物	3,000円	2,000円	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様 (※令和4年度に内航フィーダー船を利用した阪神港経由での外貨貨物取扱数が1,000TEU以上と見込まれる事業者様が対象)									
	業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価																								
	対象貨物	九州地方 本州日本海側	其他地方																						
	①仕出地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物	9,000円	6,000円																						
	②仕出地、仕向地が上記以外の貨物	3,000円	2,000円																						
⑧	荷主・物流事業者 向け支援事業	<p>【対象事業】国内他港を利用して輸出入を行う事業を阪神港利用に転換する事業及び新たに阪神港利用にて輸出入を行う事業</p> <p>【委託内容】当事業は実入りコンテナのみ対象で、下記単価表を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※業務委託料の上限は1事業につき1,000TEU</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">1TEUあたりの単価</th> </tr> <tr> <th></th> <th>対象貨物(実入コンテナのみ)</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本単価</td> <td>新規貨物</td> <td>5,000円</td> <td rowspan="4">委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を年間20TEU以上取り扱う事業に限る</td> </tr> <tr> <td>転換貨物</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>増加貨物</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加算</td> <td>釜山港からの転換貨物</td> <td rowspan="3">左記いずれかに該当の場合、基本単価+5,000円 ※複数該当する場合でも+5,000円を上限とする</td> <td rowspan="3">1TEUからの支援</td> </tr> <tr> <td>日本海フィーダーを利用した貨物</td> </tr> <tr> <td>農林水産物、食品等をリーファーで輸出する事業</td> </tr> </tbody> </table>	1TEUあたりの単価					対象貨物(実入コンテナのみ)	金額	備考	基本単価	新規貨物	5,000円	委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を年間20TEU以上取り扱う事業に限る	転換貨物	10,000円	増加貨物	5,000円	加算	釜山港からの転換貨物	左記いずれかに該当の場合、基本単価+5,000円 ※複数該当する場合でも+5,000円を上限とする	1TEUからの支援	日本海フィーダーを利用した貨物	農林水産物、食品等をリーファーで輸出する事業	<p>輸送依頼者様 (荷主様、フォワーダー様等) + 輸送事業者様 (輸送依頼者様からコンテナ輸送を受託し、コンテナ輸送を主体的に行う事業者様)による共同提案</p>
1TEUあたりの単価																									
	対象貨物(実入コンテナのみ)	金額	備考																						
基本単価	新規貨物	5,000円	委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を年間20TEU以上取り扱う事業に限る																						
	転換貨物	10,000円																							
	増加貨物	5,000円																							
加算	釜山港からの転換貨物	左記いずれかに該当の場合、基本単価+5,000円 ※複数該当する場合でも+5,000円を上限とする		1TEUからの支援																					
	日本海フィーダーを利用した貨物																								
	農林水産物、食品等をリーファーで輸出する事業																								
⑨	国内フェリー 貨物支援事業	<p>【対象事業】阪神港に寄港する国内フェリー航路を利用して外貨コンテナ貨物を阪神港で直接船舶へ揚げまたは積みを行う事業</p> <p>【委託内容】当事業は実入りコンテナのみ対象で、1,000円/TEUを目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※業務委託料の上限は1事業者につき3,000万円</p>	阪神港に寄港する 国内フェリー航路を運航する船社様																						
⑩	アジア航路誘致事業	<p>【対象事業】令和4年に新たに阪神港に寄港、もしくは増便する東南アジア等航路</p> <p>【委託内容】航路が事業目的に合致しているか精査後、下記単価を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務委託料にかかる1寄港あたりの目安となる単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東南アジア等航路誘致</td> <td>50万円/寄港</td> </tr> </tbody> </table>	業務委託料にかかる1寄港あたりの目安となる単価		東南アジア等航路誘致	50万円/寄港	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様																		
業務委託料にかかる1寄港あたりの目安となる単価																									
東南アジア等航路誘致	50万円/寄港																								
⑪	積替機能強化事業	<p>【対象事業】阪神港での積替えを行うバージ航路を令和3年度から継続する事業</p> <p>【委託内容】業務委託料を含め協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p> <p>対象となるバージ航路は港湾運送事業法施行規則第三条に規定される別表第一の指定区間に準拠し、左記AまたはBに該当するもの ※最長3年間の継続支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象区間	A	神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港	B	阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)	<p>港湾運送事業法に基づく はしけ運送事業の許可を有する事業者 もしくは許可を有する事業者を主体として 構成される法人様</p>																
種類	対象区間																								
A	神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港																								
B	阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)																								